

岐阜市情報システム最適化基本計画

平成 22 年 3 月 策定

平成 26 年 7 月 改訂

岐阜市

改版履歴

版数	改版日	改版頁	改版内容
1.0	平成 22 年 3 月 30 日	—	初版発行
2.0	平成 26 年 7 月 3 日		・ 改版履歴を追加 ・ 序章を追加
		6	・ 最適化対象範囲の変更点を反映
		8	・ 再構築方針の変更点を反映
		9	・ 調達単位の変更点を反映
		10	・ 調達スケジュールの変更点を反映
		11	・ 再構築推進体制の変更点を反映
		15	・ I T ガバナンス推進体制の変更点を反映
		16	・ I T ガバナンス推進スケジュールの変更点を反映

【 目 次 】

序章 基本計画の改訂にあたって

1. 事業の背景と目的	1
1.1. 背景	1
1.2. 目的	2
1.3. 検討の対象範囲	2
1.4. 情報システムの概況	2
2. 最適化の基本方針	3
2.1. 最適化の基本方針	3
2.2. 将来イメージのロードマップ	4
3. 再構築対象システム	5
3.1. 再構築対象システムの選定方針	5
3.2. 再構築対象システム	7
4. 再構築方針	8
4.1. 再構築方針	8
5. 再構築のスケジュール	9
5.1. 調達単位	9
5.2. 再構築スケジュール	10
6. 情報システム再構築の推進体制	11
6.1. 推進体制	11
7. ITガバナンスの強化	12
7.1. ITガバナンスにおける課題と改善の方向性	12
7.2. ITガバナンス強化の取り組み方針	13
7.3. ITガバナンス強化の取り組み内容	14
7.3.1. 情報システムのライフサイクル	14
7.3.2. 専門的支援と行政経営的評価	14
7.4. ITガバナンス強化にかかる推進体制	15
7.5. ITガバナンス強化の推進スケジュール	16

序章 基本計画の改定にあたって

1. 改訂の趣旨

岐阜市情報システム最適化基本計画(以下、「基本計画」という。)は、「市民サービスの向上」、「行政経費の削減」、「行政内部事務の効率化」を目的とし、これらを実現するための「情報システムの再構築」と「ITガバナンスの強化」を柱として、平成22年3月に策定されました。

その後4年が経過して、情報システムの再構築については、平成22年度から平成25年度に位置付けた一次開発が終了し、平成28年度までの二次開発が実行段階に移行しており、また、ITガバナンスの強化については、実施状況が創成期から成熟期を迎える過程の中で、社会情勢の変化や国の動向などから、現在の状況が基本計画策定当時とは異なる面も出てきています。

今回の改定は、当初の目的、基本方針に沿うことを原則とし、社会情勢の変化や国の動向と整合性を図りつつ、既に見直した点や今後の予定について反映するものです。

計画の期間は、平成22年度から平成28年度までの7年間とします。ただし、社会情勢の変化などにより、随時計画の見直しを検討します。

1. 事業の背景と目的

1.1. 背景

地方分権の推進、限られた財源と人員の制約、市民ニーズの多様化とともに複雑化する行政事務、度重なる制度改正によるITコストの増大など、地方自治体は、行政経営をとりまく環境の変化に迅速かつ適正なコストで対応していかなければならない状況にある。

岐阜市では、そのような状況を踏まえ、「ぎふ躍動プラン・21(岐阜市総合計画)(基本計画 2008)」及び「新行政改革大綱」において、以下の方針を定めている。

<本事業の上位計画>

ぎふ躍動プラン・21(岐阜市総合計画)(基本計画2008)

V 行政を効率化しよう計画

- └ 1. ICT(情報通信技術)の活用などによる市民サービスの向上
 - └ 情報システムの全体最適化の促進
情報システムの全体最適化を図り、
情報システムの運用コストの削減を図るとともに、
各情報システム間の連携やデータの共有化により、
効率的な行政運営を図ります。

新行政改革大綱

《目標》変革の時代にふさわしい行政システム

I 生活者の視点に立った的確な行政サービスの提供

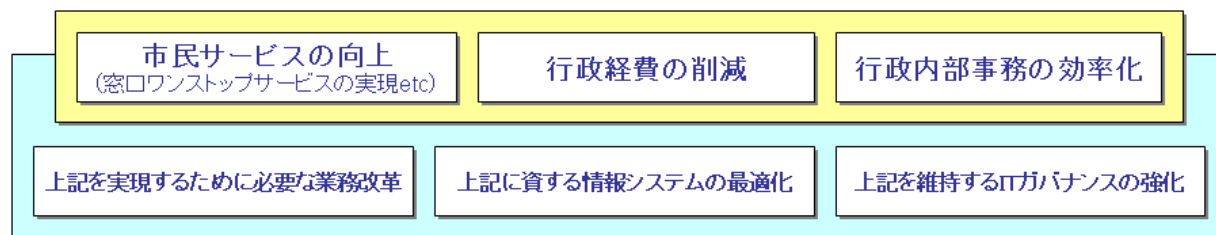
- 1 IT(情報通信技術)の活用などによる市民サービスの向上
 - (1)窓口サービスの向上
 - (2)わかりやすい事務手続の推進
 - (3)行政サービスの情報化の推進
 - (4)地域情報化の円滑な推進

III 行政経営の視点に立った効率的な行政経営システムの確立

- 7 行政情報化の推進による事務効率の向上
 - (1)事務の効率化
 - (2)行政事務の情報化

1.2. 目的

1.1 の上位計画にそって、本事業では、「市民サービスの向上」、「行政経費の削減」、「行政内部事務の効率化」を事業目的とし、それらを実現するために必要な「業務改革」、それらの実現のために資する「情報システムの最適化」、それら実現後の維持・向上のための「ITガバナンスの強化」について具体的な方策を検討する。



1.3. 検討の対象範囲

検討の対象範囲について、原則、岐阜市における全てのネットワーク及び情報システムを対象とする。

しかし、以下に示すような組織は、それらの組織が担う事務の特殊性や独立性、将来的な民間への委託の可能性なども考慮し、最適化の検討については、別途協議の上、進めることとする。

- ・ 岐阜市民病院
- ・ 岐阜市立薬科大学
- ・ 消防本部
- ・ 岐阜市立女子短期大学
- ・ 上下水道事業部
- ・ 教育委員会 など

1.4. 情報システムの概況

岐阜市が保有する情報システムは、その特性により、以下の3つに分類される。

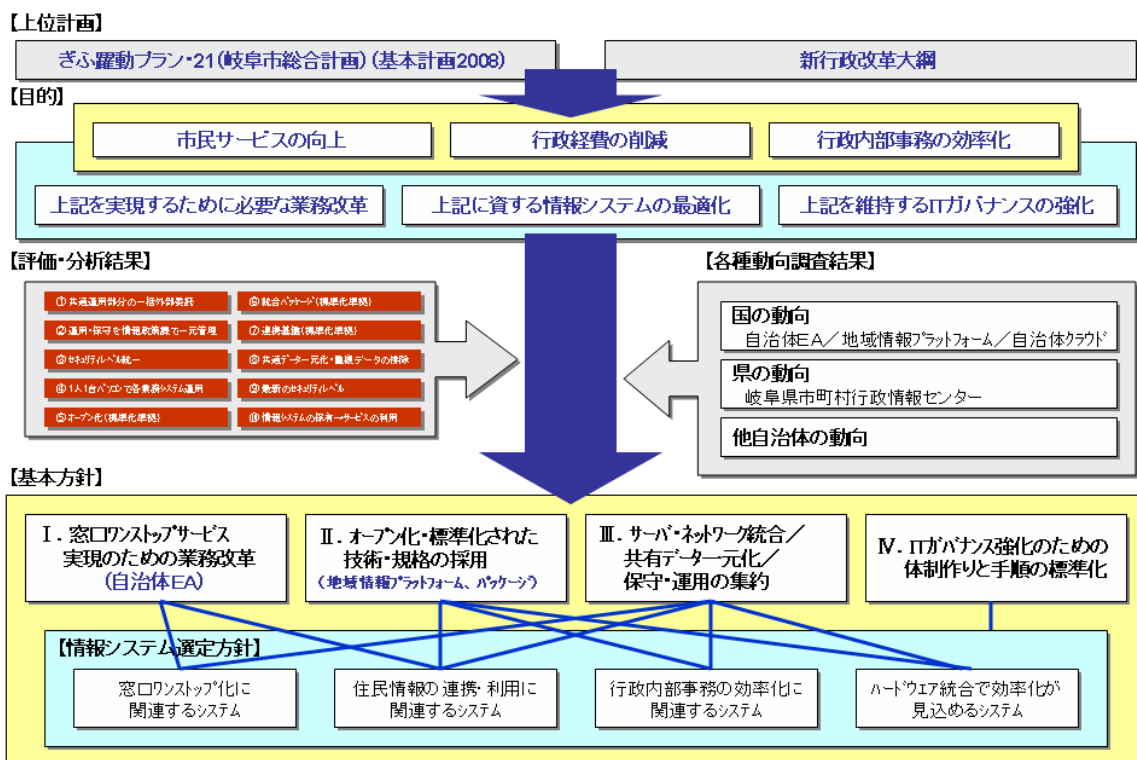
分類	説明	システム数
①一般システム	各所管課で管理・運用している情報システム (ただし②③を除く)	123 システム
②小規模システム	スタンドアローンの単体システムや、一般システムの機能補助を目的としたツール(Access、Excel など使用)	343 システム
③小規模システム (汎用機処理分)	汎用機内に構築した機能補助などを目的としたツール	228 システム

2. 最適化の基本方針

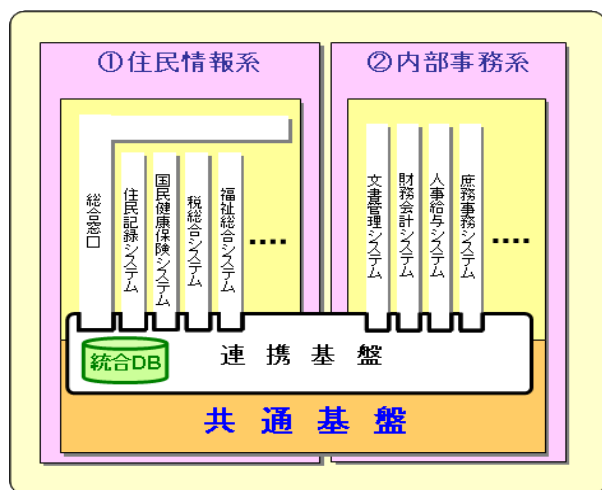
2.1. 最適化の基本方針

1.1、1.2 の背景、目的で示した本事業の上位計画ならびに、その上位計画にそって本事業で実現すべき目的とその実現方を基礎とし、岐阜市の業務やシステムの状況などの内部環境に適合し、国・県・他市町村の政策や技術動向と乖離することがないようにするため、現状システムの評価・分析結果や各種動向調査の結果を加味して、最適化の基本方針として次の4つを定める。

- 窓口ワンストップサービス実現のための業務改革(自治体EA)
- オープン化・標準化された技術・規格の採用(地域情報プラットフォーム、パッケージ)
- サーバ・ネットワーク統合/共有データ一元化/保守・運用の集約
- ITガバナンス強化のための体制作りと手順の標準化



具体的には、①住民情報系、②内部事務系で共通とする機能、データ、ハードウェア、OSなどを一元的に管理し、また各情報システム間の連携を担う共通基盤を整備し、一元的に運用管理する。

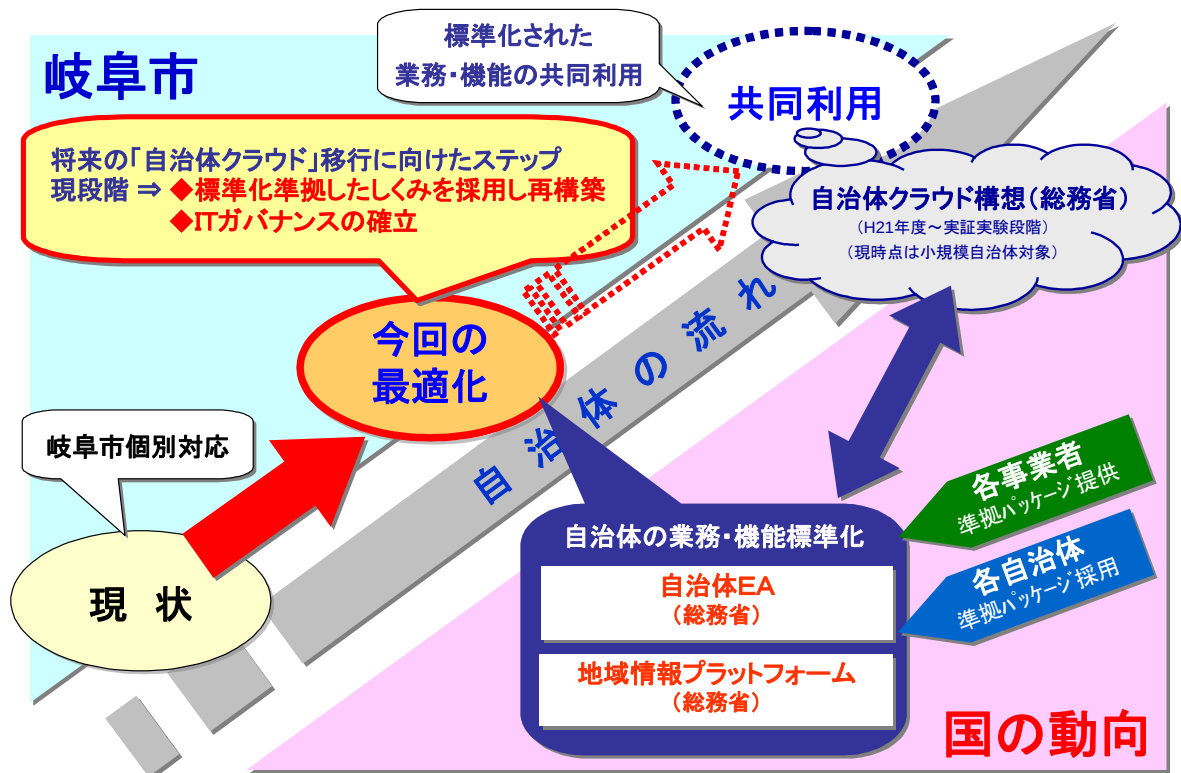


2.2. 将来イメージのロードマップ

将来的には、地方公共団体間の情報システムを統合化・集約化し、共同利用することで、情報システムの構築・運用などの効率化・低コスト化が見込める自治体クラウドの利用が期待されている。一方、現状では、地方自治体の業務・機能の標準化の動きとして、自治体EAや地域情報PFなどがあり、各自治体、IT事業者がこれらを採用する流れとなってきた。

自治体クラウドについては、2009 年度(平成 21 年度)に「自治体クラウド開発実証事業」が開始されたばかりであり、本事業の最適化の中で、具体的な方策として今すぐ活用するというのは時期尚早である。

以上から、現時点においては、全国的に地方自治体の業務・機能が標準化された仕組みを採用して再構築を図り、ITガバナンスを強化してこれを維持することで、将来期待される自治体クラウドに備えることとする。

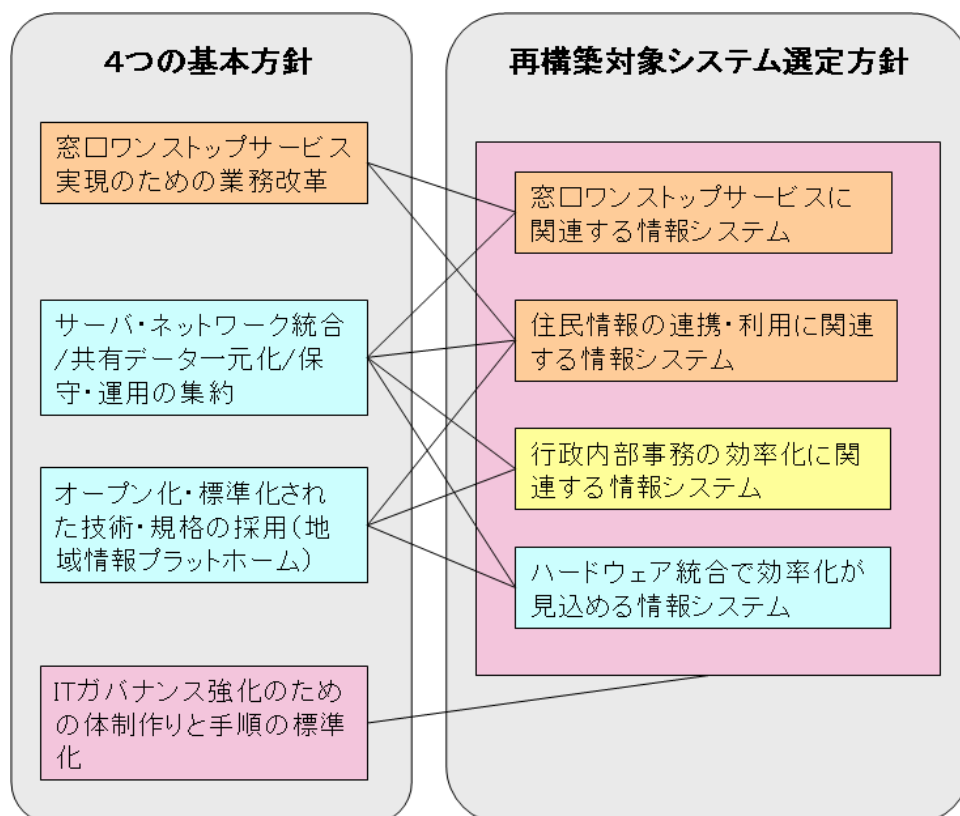


3. 再構築対象システム

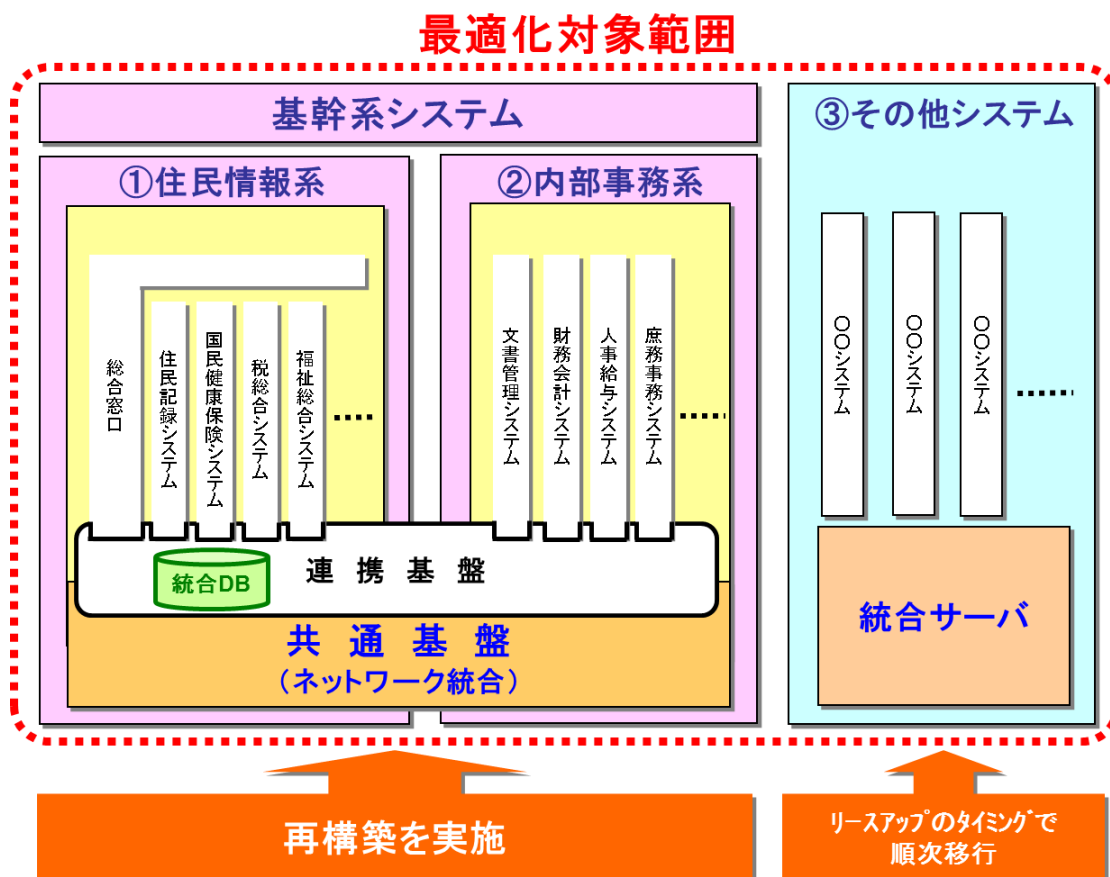
3.1. 再構築対象システムの選定方針

2.1 の最適化の基本方針を踏まえ、再構築対象となる情報システムの選定方針を以下のとおりとする。

- 窓口ワンストップサービスに関連する情報システム
- 住民情報の連携・利用に関連する情報システム
- 行政内部事務の効率化に関連する情報システム
- ハードウェア統合で効率化が見込める情報システム



上記の方針により、最適化の対象範囲は以下となる。基幹系システムの①住民情報系の情報システムと、②内部事務系の情報システムを再構築対象とする。③のその他システムについては、順次統合サーバ上に移行し、システム運用を統合することで基本方針の実現を目指すこととする。



再構築対象	①住民情報系	再構築対象システム選定方針の「窓口ワンストップ化に関連する情報システム」「住民情報の連携・利用に関連する情報システム」より選定する。市民サービスの向上が期待されることから、窓口ワンストップサービスに関連する情報システム、住民情報の連携・利用を行っていて、最適化による影響が大きいと思われる情報システムが対象となる。
	②内部事務系	また、再構築対象システム選定方針の「行政内部事務の効率化に関連する情報システム」より選定する。庁内において、広い範囲の部署や多くの職員に利用されていて、最適化による行政内部事務効率化の効果が高いと考えられるシステムが対象となる。
③その他システム (サーバ統合)		再構築対象システム選定方針の「ハードウェア統合で効率化が見込めるシステム」より、上記の再構築対象には含まれないが、サーバ統合により、運用の効率化、職員負荷の軽減を図ることが可能な情報システムが対象となる。対象となる各情報システムのリースアップなど、調達のタイミングにあわせて、順次移行していくこととする。

3.2. 再構築対象システム

3.1 の再構築対象システムの選定方針に基づき、既存の住民情報系 25 システム、内部事務系 8 システムを再構築対象とし、これらを、一般的なパッケージ提供状況などを踏まえて、①住民情報系 14 システム、②内部事務系 4 システムに集約、整理する。

選定した **①住民情報系25、②内部事務系8** の現行各システムを
一般的なパッケージ提供状況などを踏まえ **①住民情報系14、②内部事務系4** 各システムに関連付け

①住民情報系システム

No.	システム名	業務・機能	現行システム
1	住民記録	住民基本台帳	住民記録システム
		外国人登録	外国人登録システム
		印鑑登録	印鑑登録システム
		選挙人名簿	(汎用機) 定時登録、選挙時処理、選挙従事者登録、裁判員候補者及び検察審査員候補者データの抽出
2	自動交付機	市民カード	市民カードシステム
		自動交付機・ダウンロードカバリ	自動交付機(住記系)システム 自動交付機(税証明)システム ダウンロードシステム
3	戸籍	戸籍	戸籍システム
4	税	個人住民税	税総合オンラインシステム、LISTWORKS
		法人住民税	
		軽自動車税	
		固定資産税	
		事業所税	
		市たばこ税	
5	国保・年金	国民健康保険	国民健康保険システム
		国民年金	国民年金システム
6	住登外	住登外管理	税総合オンラインシステム
7	収滞納	収滞納管理	税総合オンラインシステム 国民健康保険システム
8	保育	保育	保育システム
9	就学	就学	(汎用機) 未就学児童登録リスト、学部簿作成等
			(汎用機) 新成人式案内状他、親子ふれあい教育タック等
			(汎用機) 幼稚園減免資料、育英資金償還用OT
10	住宅	市営住宅管理	市営住宅管理システム
			公営住宅Manager
11	衛生手数料	衛生手数料	衛生手数料関連(汎用機)

No.	システム名	業務・機能	現行システム
12	福祉・介護	高齢者福祉	福祉総合システム
		障害者福祉	
		重度心身障害者医療	
		乳幼児医療	
		ひとり親医療	
		児童手当	
		児童扶養手当	
		福祉資金貸付	
		母子寡婦貸付	
		生活保護	
13	後期高齢	介護保険	介護保険システム
		後期高齢者医療	要介護認定支援システム
14	健康管理	健康管理	後期高齢者医療・収納連携システム 健康管理システム

②内部事務系システム

No.	システム名	業務・機能	現行システム
1	グループウェア	グループウェア	グループウェアシステム
2	財務会計	財務会計	財務会計システム
			公共事業施行状況管理システム
			起債管理システム
			業者管理システム 公有財産管理システム
3	人事給与・庶務事務	庶務事務	—
4	文書管理	人事給与	人事給与システム
		文書管理	文書管理システム

4. 再構築方針

4.1. 再構築方針

2.1 の最適化基本方針から、「オープン化」、「パッケージ準拠」、「共通基盤構築」を再構築の前提条件とし、運用形態及びパッケージ形態については、自己保有による、統合パッケージの採用を再構築方針とする。

ただし、一部の業務・システムについては、統合パッケージで提供していないものもあるため、個別パッケージを併用することとする。また、競争性確保の観点から、調達単位は競争性を確保できる単位での分離調達を実施することとし、セキュリティ対応、災害対応、システム運用の負荷軽減などを鑑み、運用については、外部データセンターの活用やシステム運用業務の外部委託にて実施することとする。

【基本方針】

- I. 窓口ワンストップサービス実現のための業務改革
- II. オープン化・標準化された技術・規格の採用
- III. サーバ・ネットワーク統合／共有データ一元化／保守・運用の集約
- IV. ITガバナンス強化のための体制作りと手順の標準化

【再構築方針】

パターン	情報システムの再構築手法3つの検討軸		
	ハードウェア	ソフトウェア	共通基盤
1	ホスト	継続利用	無
2			有
3		新規個別開発	無
4			有
5		パッケージ	無
6			有
7	オープン化	継続利用	無
8			有
9		マイグレーション	無
10			有
11		新規個別開発	無
12			有
13		パッケージ	無
14			有

運用形態(自己保有／外部データセンター利用)

- ◆ 自庁運用(システム自己保有型)
- ◆ 外部データセンター利用

パッケージ形態(統合／個別)

- ◆ 統合パッケージを中心とし個別パッケージも併用して調達を実施
- ◆ 適切な範囲で調達単位を分離し、調達時の競争性を確保

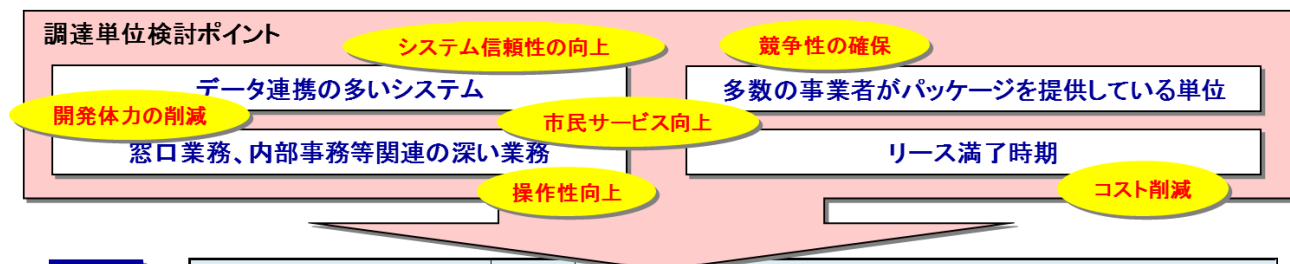
	課 題	対 応 策
統合パッケージ	・最適化対象業務を全て含む統合パッケージ提供事業者は無い ・適合度が低い業務も発生し得る ・競争性が確保され難い	・個別パッケージを併用する ・調達時の競争性を確保できる単位で統合範囲を設定し、分離調達を実施
自庁運用 (システム自己保有)	・システム運用等の作業の負荷 ・情報セキュリティ対策、災害対策等の主体的な実施	・システム運用業務の外部委託 ・業務継続、セキュリティの観点から外部データセンターを利用

5. 再構築のスケジュール

5.1. 調達単位

4.1 の 再構築方針に基づき、次の4つの考え方に基づき、調達単位を10に分割する。

- データ連携の多いシステム同士は同じ調達単位とする(信頼性向上、開発体力の削減)
- 窓口業務や内部事務など関連の深いシステム同士は同じ調達単位とする(操作性向上、市民サービス向上)
- 多数のIT事業者から提供されているパッケージ単位を考慮する(競争性の確保)
- 現行システムのリースアップ時期から実施時期を一次開発と二次開発の2段階に分ける(コスト削減)



対象システム		調達単位	理由
一次開発	共通基盤	①	・業務システムに特化しない共通の岐阜市システム基盤となる
	住民情報系	②	・以下の業務システムは、複数事業者が統合パッケージとして提供可能 住民記録／自動交付機／税／住登外／収滞納／国保・年金 ・以下の業務システムは、住民情報系システムとして調達を合わせることで個別調達に比べメリットが出る 健康管理／就学／住宅／衛星手数料
		③	・新高齢者医療制度の検討が進んでいることから、この方向性が示された段階(住民記録等調達の翌年度)で判断することとし、国保・年金は再構築、後期高齢は現行システム継続とする
		④	
		⑤	・戸籍を統合パッケージとして含む事業者は少ない ・戸籍業務は自治体間の業務の差が小さく、汎用的な戸籍システムが多くのベンダーから提供されており、調達単位を独立させることで競争原理のメリットを十分効かせ、より安価な、より良いシステムの調達が見込める
	内部事務系	⑥	・以下の業務システムは、複数事業者が統合パッケージとして提供可能 グループウェア／財務会計／人事給与・庶務事務／文書管理
	住民情報系	⑦	・福祉・介護保険いずれのパッケージも有するIT事業者が限られており、「福祉」「介護保険」で個別調達することで、本市の調達業者選定の優位性が高まるため。 ・保育は福祉総合システムの枠に組み込まれるパッケージが多いことから福祉に含めて調達することで単独調達に比べてメリットが大きい。
		⑧	
二次開発	内部事務系	⑨	・人事給与・庶務事務システムと文書管理システムでは、制度改正対応の必要性、各社パッケージ間の機能適合性の差、パッケージ市場の面において差があり、評価の観点の違いや競争性の確保の点から分離調達とすることで、より良い調達が見込める。
		⑩	

10の調達単位

5.2. 再構築スケジュール

各システムの制約条件・留意点として、法制度改正予定、リースアップ予定、システム固有の制約(システムの老朽化など)、また、RFI各社回答にて確認した事業者側の条件(対応可能な導入スケジュールなど)、5.1の調達単位などから、以下のスケジュールで再構築を進めることとする。

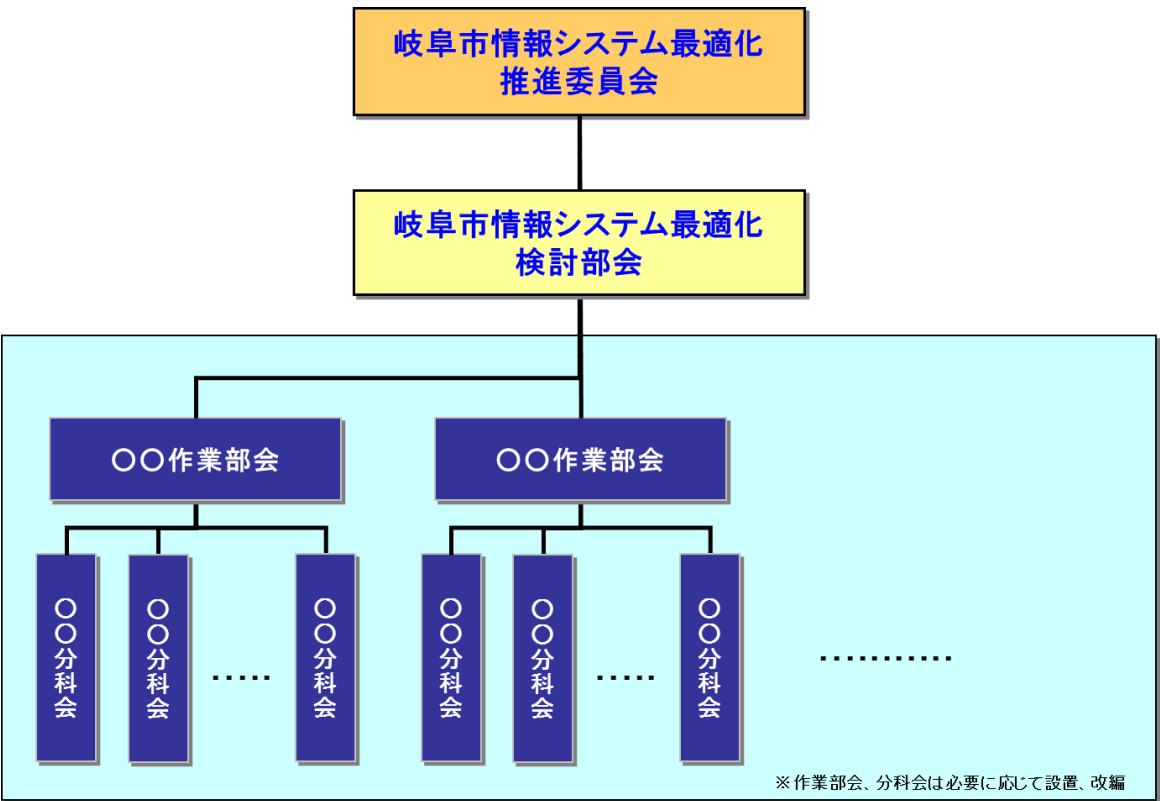
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
基本計画		計画策定							
再構築	一次開発		調達	開発					
				▼共通基盤／グループウェア ▼財務会計 ▼住記／戸籍	▼住宅／衛生手数料／就学／健康管理 ▼国保	▼税 ▼後期高齢			
	二次開発				福祉系	調達	開発		
						内部事務系	調達	開発	
							▼介護 ▼福祉 ▼共通番号制度対応		
								▼文書管理 ▼人事給与 ▼庶務事務	

6. 情報システム再構築の推進体制

6.1. 推進体制

情報システム再構築の推進体制におけるポイントは以下のとおり。

- 岐阜市情報システム最適化検討部会で承認、岐阜市情報システム最適化推進委員会で決定した情報システム最適化の構想・計画に従った、全庁統一的な方針に基づく事業推進
- 情報システム分類ごとに設置される再構築作業部会の調整・連携による、関連各課、関連情報システム間における統一的な考えに基づく最適化の推進



組織	役割
岐阜市情報システム最適化推進委員会	副市長を委員長とし、情報システム最適化全般に関する決定権限を持つ。
岐阜市情報システム最適化検討部会	情報システム最適化の検討に際して適宜設置される非定常的な組織で、各作業部会の構想、計画などに対するレビュー及び承認を行う。
作業部会	再構築対象システムを住民情報系、内部事務系のグループ単位に分けて設置し、再構築について、基本的な方向性の構想、計画策定などを行う。また、情報システムの再構築に際して、関連各課、情報システム間の調整や連携、情報提供などを行う。
分科会	再構築対象業務システムごとに設置され、業務所管課が主体者となって、情報システムの企画、調達、開発、運用・保守、評価の各プロセスについて実作業を行う。

7. ITガバナンスの強化

2.1 の最適化の基本方針に示すとおり、岐阜市では情報システム最適化の基本方針の 1 つとして「ITガバナンス強化のための体制作りと手順の標準化」を挙げている。ここでは、岐阜市のITガバナンスの現状を整理したうえで、今後のITガバナンス強化の取り組み方針と推進スケジュールについて記述する。

7.1. ITガバナンスにおける課題と改善の方向性

岐阜市のITガバナンスにおける課題は以下の3点に整理され、情報システムの評価サイクルの確立が求められている。

- 統一的な管理体制が十分に構築されていない。
- 各情報システムが個別最適となっており、岐阜市全体での最適化が図られていない。
- 情報システムの評価制度が十分に構築されていない。

岐阜市の課題

統一的な管理体制が十分に構築されていない

各所管部署で情報システムを導入、管理するため、岐阜市全体の観点での情報システム最適化が図られていない

情報システムを評価するための仕組みが構築されていない
(導入前における費用対効果の検討、予算化に際しての行政経営的な判断、導入後における目標値の達成状況)

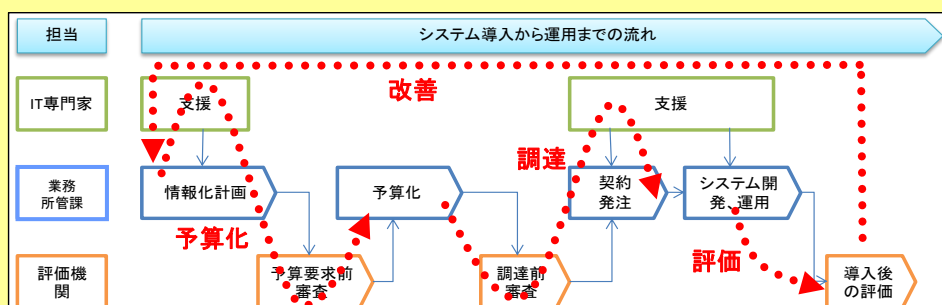
情報システムの評価サイクルの確立

全庁横断的なIT 推進体制の確立
／評価機関の設置

各所管部署に対する
専門家の支援

評価手続の確立

システム導入から
運用までの流れの例

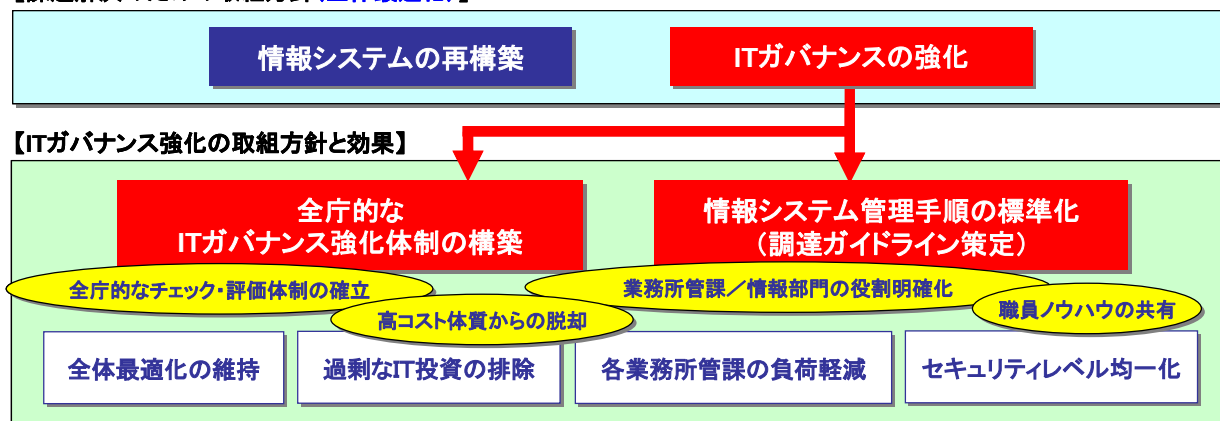


7.2. ITガバナンス強化の取り組み方針

7.1 で整理した、岐阜市のITガバナンスにおける課題と改善の方向性から、以下の2点を柱としてITガバナンスの強化に取り組むこととする。

全庁的なITガバナンス強化体制の構築	ITガバナンス強化に向けた体制を構築し、各組織の役割を明確化することで、ITガバナンス強化への取り組みを全庁横断的なものとする。 また、情報システムを、行政経営的視点およびIT全庁最適の視点で評価する体制を、ITガバナンス強化体制の中に確立する。
情報システム管理手順の標準化（調達ガイドライン策定）	今後情報システムのライフサイクル全般に係わる職員が、岐阜市の情報システム最適化の考え方、および標準的な情報システムの管理手順や具体的な作業を理解できるように、岐阜市の標準的な手順を定めた「調達ガイドライン」を策定する。

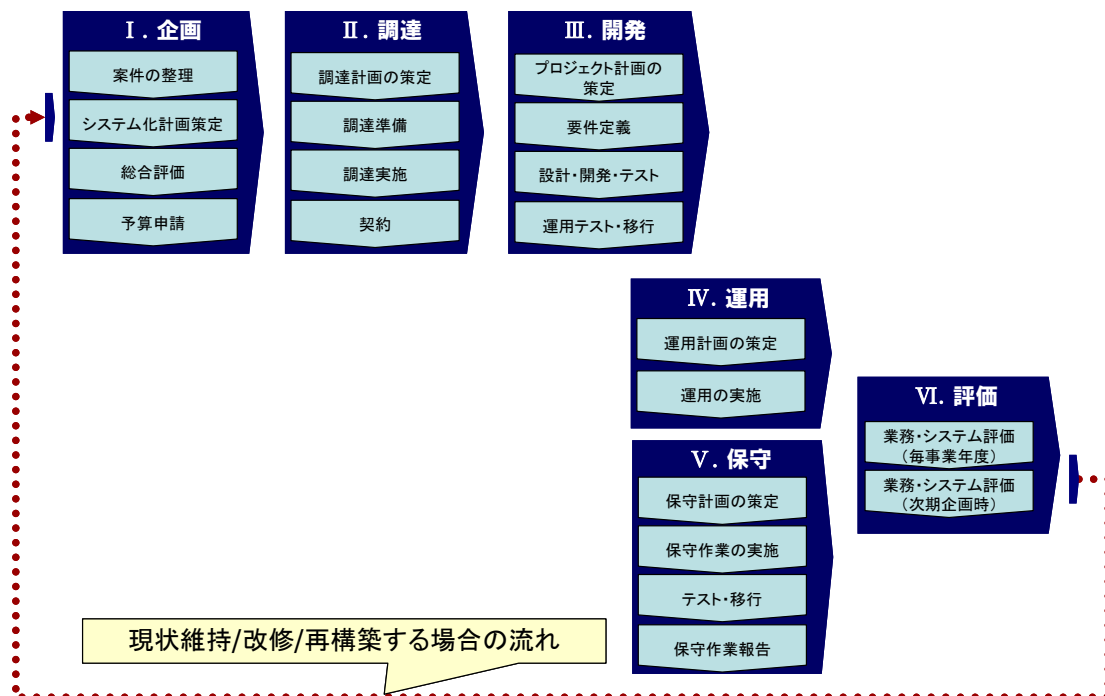
【課題解決のための取組方針(全体最適化)】



7.3. ITガバナンス強化の取り組み内容

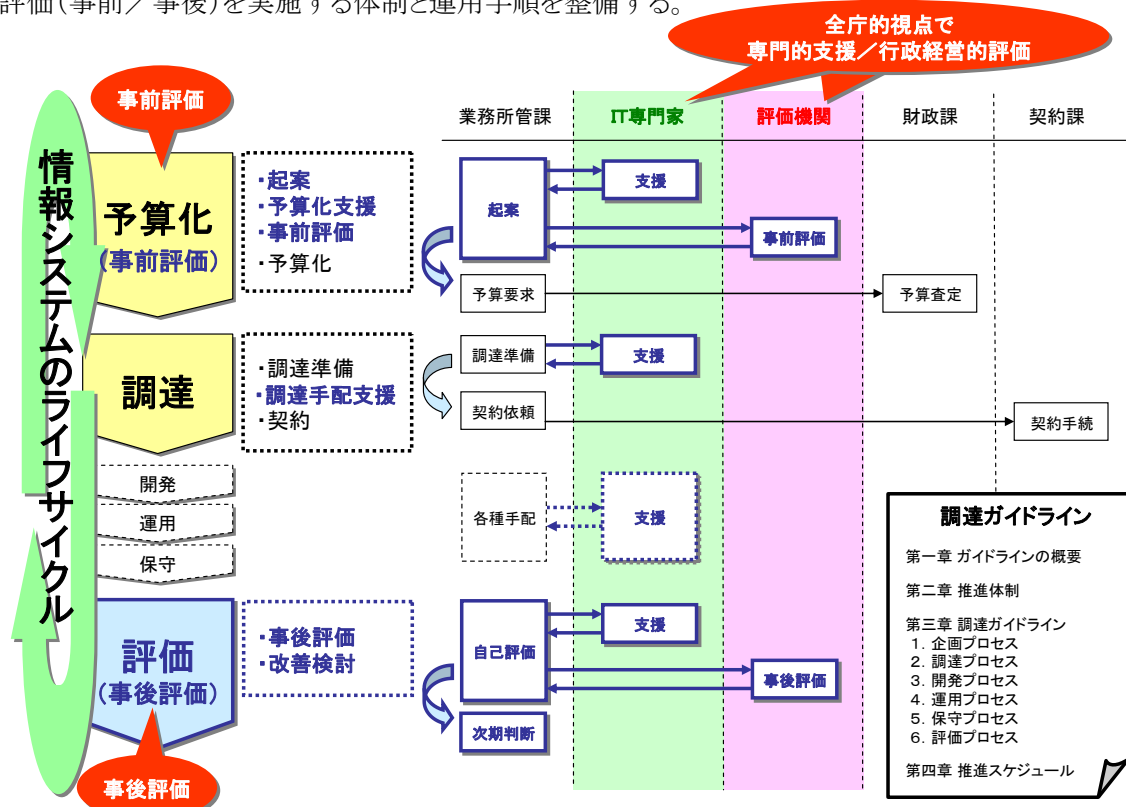
7.3.1. 情報システムのライフサイクル

7.2 で整理した取り組み方針を受けて、下図に示す企画・調達・開発・運用・保守・評価の情報システムライフサイクル全般を対象としてITガバナンスの強化に取り組むこととする。



7.3.2. 専門的支援と行政経営的評価

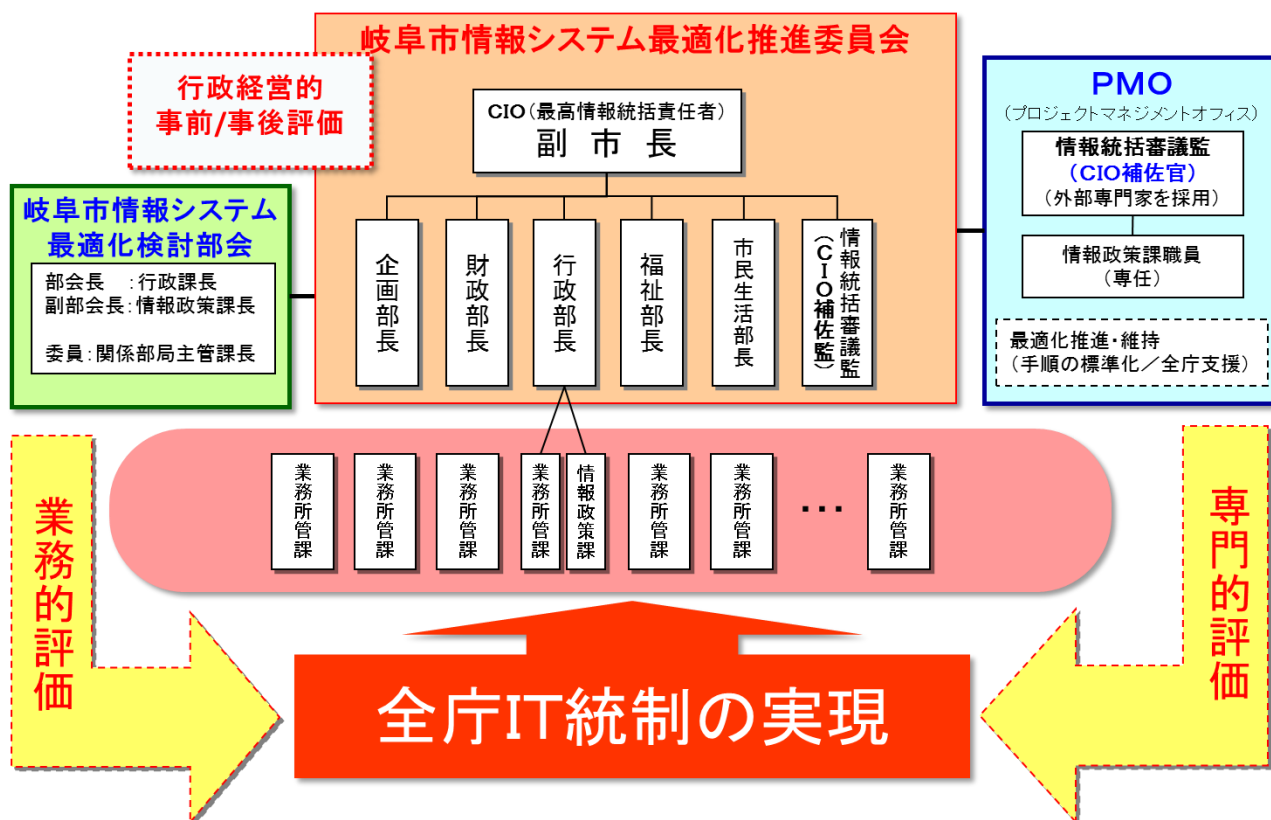
情報システムライフサイクルにおいて、全庁的視点でIT専門家が各業務所管課を支援し、評価機関が行政経営的評価(事前／事後)を実施する体制と運用手順を整備する。



7.4. ITガバナンス強化にかかる推進体制

ITガバナンスの強化にかかる推進体制のポイントは以下のとおり。

- CIO による全庁横断的なリーダーシップによる推進と、それを支援する CIO 補佐官の任命
- 全庁統一的な基準に基づく業務所管課の取り組みと、それを管理面・技術面から支援する PMO の組織強化
- 上記を含めた全庁体制における各実施主体の役割明確化と周知、理解



組織	役割
岐阜市情報システム最適化推進委員会	CIO を委員長として組織され、IT政策全般に対する承認権限をもち、政策の推進を担う
岐阜市情報システム最適化検討部会	情報システムの企画、評価段階において、行政経営的視点での情報システムの評価・検証を行う
PMO	CIO 補佐官を長として組織され、情報システムの企画、調達、開発、運用、保守、評価の各プロセスにおいて、技術的・専門的視点で業務所管課を支援する

7.5. ITガバナンス強化の推進スケジュール

平成 22 年度は、ITガバナンス強化の推進体制の整備を進める。また、管理手順の標準化については、再構築の対象となっている情報システムについて、企画・調達・開発プロセスを「調達ガイドライン」に従って実施する「パイロット運用」の期間と位置づける。平成 23 年度以降は、推進体制が整備された状態で本格的にITガバナンス強化を推進する「本運用」の期間となる。「調達ガイドライン」を適用するプロセスについても、平成 24 年度以降は運用・保守・評価までを含めることとし、ライフサイクル全般にわたる管理を実現する。



以上